

秋穂町弘報

本報は弘報社が編集し、印刷部が印刷する。毎週日曜日は休刊。印刷部は弘報社印刷部。

町 議 會

四月二十四日招集された町議會は、次のことを議決しました。

一、秋穂町長選挙立憲演説會條例制定について

町長選挙の際の公正な立憲演説會を開くことができるように、かつたのでこれを條例化したものとす。

一、中學校校舎一棟木造二階建 延三〇〇坪を總工費五百五十拾万円で新工すること。

内田議員計報

町議會議員内田常一氏(宮ノ目)は、通病に罹り臥床中でありましたが、去る四月二十二日死去されました。心から哀悼の意を表するものであります。

町議會議員補欠選挙

内田常一議員欠員のため、五月二十二日に行はれる町長選挙に町議會議員補欠選挙を同時に執行することになりました。この選挙を管理委員会から御知らせすることと充分注意されて理想的な選挙に御努力下さい。

秋穂町長選挙に就て

来る五月二十二日に秋穂町長の選挙が執行されます。この選挙に關する概略を掲記します。よく読んで私達の首長を選ぶ選挙を理想選挙と致しませう。

一、補欠選挙人名簿作成に就て

選挙人名簿に登録されていない者は投票することができません(公職選挙法第四十二條)ので、次に掲げる事項に該当する人で現に効力を有する選挙人名簿に登録されていない人は、補欠人名簿に登録の申請を期限内に必ずして下さい。申請書は役場及大海支所にあります。

一、登録資格

昭和六年五月二十三日以前に生れたもの

本年二月二十二日以前から引續いて本町に住

町 議 會

五月三日から五日の間、この間に必ず申請しない限りは登録出来ません。選挙人名簿の総覽期日について

一、申請期間

五月三日から五日の間

二、立候補の諸届出に就て

立候補の諸届出に就て

三、投票期

五月十二日午後五時

町 議 會

町議會議員補欠選挙の諸届出に就て

町議會議員補欠選挙の諸届出に就て

町議會議員補欠選挙の諸届出に就て

町 議 會

町議會議員補欠選挙の諸届出に就て

町議會議員補欠選挙の諸届出に就て

町議會議員補欠選挙の諸届出に就て